

No.	案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 （根拠法令）	担当部署 （問合せ先）
1	東部療育センター診療所 医師の技術指導業務	R4. 4. 1	兵庫県立こども病院	2,640,000	本病院は小児診療の専門病院として優れた実績を確立しており、肢体不自由児等に対する小児整形外科の診療について豊富なノウハウ・経験を有する医師を多数雇用している。東部療育センター診療所における小児整形外科の診療を継続かつ安定的に行うために医師の出務を依頼できる機関は同病院以外にないことから、委託先として選定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 東部療育センター (TEL:451-7551)
2	視力障害支援業務	R4. 4. 1	NPO法人 神戸アイフレンド	2,462,077	本法人は盲学校の元教員や視能訓練の経験者など、視力障害のある乳幼児の支援に関する豊富なノウハウを有するスタッフにより運営されており、良質で安定した支援業務を行うことができる。長年にわたり当センターにおいて「視力障害児支援教室」を行っており、遂行状況も良好である。視力障害児の支援業務について、専門的な人材やノウハウを有し、継続的安定的に委託できる法人は、同法人以外にはないことから委託先として選定する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 総合療育センター (TEL:322-5210)
3	神戸市療育センター障害 児訓練業務	R4. 4. 1	公益財団法人ひょうご子ども と家庭福祉財団	191,595,360	障害児の訓練・療育業務を実施するためには、国家資格を有する療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が必要である。同財団は、療法士を多数雇用し、県内の発達支援センターを中心に障害のある児童への療育を行っており、当該事業を実施するために必要な知識を十分に有している。必要人員を有し、継続かつ安定的に委託できる事業者は、同財団の他にない。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6846)
4	被虐待児地域見守り支援 業務	R4. 4. 1	① 社会福祉法人神戸真生塾 ② 社会福祉法人白百合学園 児童家庭センター ③ 社会福祉法人神戸実業学 院	①3,326,400 ②1,663,200 ③1,108,800	本事業者は、児童福祉法に基づく児童家庭センターであり、本業務の実施に必要な児童家庭センターのノウハウや地域・関係機関とのネットワークを有し、24時間365日対応可能な団体は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当）	こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)
5	里親開拓促進事業	R4. 4. 1	公益社団法人 家庭養護促進 協会	7,919,000	本事業者は、要保護児童の家庭養育を促進し、児童の健全育成及び児童福祉の推進することを目的とした団体であり、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、組織的な事業展開が可能な団体は他にないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)

6	里親トレーニング事業	R4. 4. 1	社会福祉法人 神戸真生塾	3,056,000	<p>本事業者は、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センター等を運営しており、本業務の実施に必要な専門性及び地域・関係機関とのネットワークを有し、対象者への総合的な支援が可能な団体は他にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 こども家庭センター (TEL:382-2277)</p>
7	聴覚障害児支援中核機能モデル事業実施業務委託	R4. 4. 1	地方独立行政法人 神戸市民病院機構 神戸市立医療センター中央市民病院	12,903,000	<p>本事業は、聴覚障害児支援の中核機能を整備し、医療・保健・福祉・教育が連携し、乳児期の早い段階で聴覚障害を発見し、適切な医療機関・支援機関に確実につなぎ、聴覚障害児への切れ目のない支援体制を構築することを目的としている。</p> <p>令和3年4月に、難聴の手術やリハビリテーション、教育との連携、臨床研究を通じて人工内耳小児や高齢難聴者の支援を担う「総合聴覚センター」が神戸市立医療センター中央市民病院内に設立されており、当事業に最適な事業者は他にないと考えられるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6846)</p>
8	ひとり親家庭のための面談とWEBによる就業相談等事業	R4. 4. 1	特定非営利活動法人女性と仕事研究所	5,527,500	<p>本事業者は、高い専門性を有する相談員を複数名抱えており、ひとり親家庭を支援するという事業の目的を十分に理解している。また、支援にあたる相談員は、ひとり親家庭に寄り添って就業相談に応じるとともに、相談者の家庭の状況、就業への意欲形成などに対しても、適切な助言や支援を行っており、年々相談件数は増加している。</p> <p>様々な課題を抱えるひとり親家庭の相談を受けるためには、豊富な経験や専門的な知識が必要になるが、本事業者に所属する相談員はキャリアコンサルタント資格のみならず、福祉的な知見を有している。実際、継続的な相談も多く、アンケートの結果からも、満足度100%となっており、実績は十分であると考えている。</p> <p>このことから、本事業を安定的に実施するためには、最良の委託先と考えている。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)</p>
9	ひとり親家庭のためのSNSとAIを活用した就業相談等事業	R4. 4. 1	株式会社Compass	4,422,000	<p>本事業者は、アプリを開発し、令和3年8月から相談を開始している。プロポーザルにより事業者を選定し、令和3年度に契約する時点で、調達するシステムの運用・保守期間は、構築後3年間(令和5年度末まで)を前提にしている。</p> <p>令和5年度末までの毎年実績を見て、継続の可否を判断していくことになるが、令和4年度は、令和3年度に事業を開始したところでもあり、引き続き本事業者への委託が妥当であると考え。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)</p>

10	ひとり親家庭住宅支援資金貸付に係る資金交付等業務	R4. 4. 1	パーソルテンプスタッフ株式会社	16,000,000	<p>本事業者は、令和3年10月から委託する中で、知識と経験を蓄積してきている。半年間実施しただけで、他の事業者に変更になるということになれば、他の事業者がすぐに貸付相談を行えるようになるとも考えやすく、貸付を受け始めた方にとって不安を与えることに繋がる可能性があるため、まずは市民対応を優先して、安定的な事業実施のために、令和4年度は引き続き本事業者へ委託することが妥当であると考え。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)
11	子育てリフレッシュステイ事業実施業務	R4. 4. 1	市内児童養護施設13施設、市内乳児院3施設、市内母子生活支援施設7施設、自立援助ホーム子供の家、市内ファミリーホーム5施設	18,000,000	<p>本事業者は、児童の養育に必要な設備及び専門的技術を有しているとともに、それら設備及び専門的技術は、児童福祉施設最低基準に即したものである。</p> <p>また、本事業者は、法令上、その運営について監査・指導を受けるので、委託業務の適正な運営を確保することができる。本事業には、一部、国庫負担(子ども・子育て支援交付金)を導入しているが、国の定める交付基準は、実施施設として、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、ファミリーホーム等が挙げられている。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-4822)
12	DV被害者等生活支援事業	R4. 4. 1	特定非営利活動法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ	1,555,200	<p>特定非営利活動法人ウィメンズネット・こうべは、DV被害者に対する自立支援を実施する上で、専門的な知識や、技術、人材を有しているだけでなく、シェルターの運営やDV被害者の居場所づくりを行っており、支援を必要とするDV被害者のニーズを把握しやすい環境にある。さらに、市内にシェルターを有する唯一の団体であることから、本事業を最も効率的・効果的に実施できる団体は当団体以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)
13	特定医療費(小慢・未熟児)支給システム保守運用業務委託契約	R4. 4. 1	日本コンピューター株式会社	5,604,720	<p>本システムは日本コンピューター(株)が既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)
14	先天性代謝異常等検査業務委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	32,457,000	<p>本事業は、先天性の疾患を早期に発見し治療につなげるため、採血から検査まで迅速に対応する必要がある。神戸市医師会は市内に検査機関を持っており、専用の輸送手段にて検体を運んでいるため、より迅速で確実な検体管理体制が確保されている。</p> <p>本市のこれまでの検査実績や精度管理、医療機関との検査後のフォロー等の連携においても他の業者には履行できない。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)

15	児童相談システム保守運用業務委託契約	R4. 4. 1	富士通Japan株式会社	1, 936, 000	神戸市児童相談システムは富士通Japan（株）が設計・開発したシステムである。本業務には十分な知識と技術が必要であり、開発に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
16	児童相談システム改修等業務委託契約	R4. 4. 1	富士通Japan株式会社	6, 219, 510	本システムは富士通Japan（株）が設計・開発を行ったシステムであり、当システムの改修は本委託先以外では対応不可能であるため。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
17	産後ケア事業業務委託契約（宿泊・通所）	R4. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①毛利助産所</li> <li>②いなお助産所</li> <li>③マナ助産院</li> <li>④秋山助産院</li> <li>⑤医療法人社団恵友会ひなた助産院</li> <li>⑥野の花助産所</li> <li>⑦きらら助産院</li> <li>⑧特定非営利活動法人母と子のケアサポート 助産所ふすあんま</li> <li>⑨いろり助産院</li> <li>⑩りんご助産院</li> <li>⑪公益財団法人甲南会甲南医療センター</li> <li>⑫もりレディースクリニック</li> <li>⑬医療法人社団たなべ産婦人科</li> <li>⑭医療法人社団 純心会パルモア病院</li> <li>⑮医療法人社団産科・婦人科みずとりクリニック</li> <li>⑯独立行政法人国立病院機構神戸医療センター</li> <li>⑰医療法人三友会なでしこレディースホスピタル</li> <li>⑱おかざきマタニティクリニック</li> <li>⑲梅っ子助産院</li> <li>⑳神戸徳洲会病院</li> <li>(21)ベビママトータルケアサロンおり助産院</li> <li>(22)産後ケアハウス杉原</li> <li>(23)國本助産院</li> <li>(24)森本産婦人科クリニック</li> <li>(25)登村レディースクリニック</li> <li>(26)和～やわらぎ助産院</li> </ul>	60, 009, 000	<p>助産所及び産婦人科医療機関は、専門性の高いサービスを提供することが可能であり、宿泊または通所で母子の心身のケアや育児サポートを提供するという本業務内容を実施できる委託先は他にないため。</p> <p>委託先である26か所の助産所及び医療機関は、本事業内容の仕様をみることが可能な事業者である。</p> <p>（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-65140)

18	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業業務委託契約	R4. 4. 1	NPO法人 チャイルド・ケモ・ハウス	6, 472, 400	NPO法人チャイルド・ケモ・ハウスは、小児慢性特定疾病のひとつである小児がん患者とその家族のより豊かな療養環境の整備を実現しようとする団体で、既に小児がん患者とその家族の支援を実施しており、スタッフの多くは小児がんを含む小児慢性等児等の養育経験があるので相談者の立場に立った相談が可能である。また、委託する事務事業の内容でもある、個別支援の利用計画の作成やフォローアップ、通院等への支援、就労支援等の事業を従前より行っている実績がある。また、各関係機関（医療機関、学校、企業等）へのネットワークもこれまでの活動実績の中で構築してきている。以上のことから、委託事業に必要な体制をとれる団体は他にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)
19	多胎児家庭ピアサポート事業業務委託契約	R4. 4. 1	ひょうご多胎ネット	2, 524, 000	ひょうご多胎ネットは、多胎児の子育て経験のある保護者が加入する団体である。本団体は多胎児の保護者に対するピアサポートの取り組みを行っており、多胎児の子育て経験を有する保護者が加入し、オンラインでの交流会及び市内全域へのピアサポーターの派遣を安定的に実施できる団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)
20	訪問型産後ケア事業業務委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人 兵庫県助産師会	19, 082, 000	兵庫県助産師会は、県内に居住または勤務する助産師が多く所属している職能団体であり、従来から地域の子育て支援を積極的に行っている。 産後1年未満の母子を対象とする本事業内容については、専門的知識及び技術を提供することができる助産師の確保が必要不可欠であるが、全市で助産師の派遣を安定的に実施できる団体は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
21	専門職による思春期デリバリー授業業務委託契約	R4. 4. 1	神戸市助産師会	5, 250, 000	神戸市助産師会は、市内の開業助産師が多く属しており、従来地域での子育て支援や思春期に対する性教育の取り組みを積極的に行っている団体である。 中学生を対象とした本事業内容について、専門的立場から正しい知識を提供すること、及び、市内の中学1年生と3年生全てへの助産師の講師派遣が可能な委託先は他にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)

22	神戸市乳幼児健康診査・ その他業務にかかる委託	R4. 4. 1	株式会社ホロニック	74,976,000	平成20年7月より㈱ホロニック（当時：㈱オートリ）は乳幼児健診業務の質の向上に向けた取り組みを多く実施している。委託事業を実施していく中で、各区の実態に合わせた仕組み・流れを作ってきた。また、健診業務は単純な事務作業ではなく、各区间での調整を必要とする等、複雑で多岐に渡るため、業務を円滑に進めるには経験と技術が必要である。また、1年ごとに委託事業者を変更すると、健診現場が混乱し、業務の円滑な遂行に支障をきたし、市民サービスの低下につながる。以上から、引き続き㈱ホロニックに委託する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL:322-6540）
23	こうべ健康いきいきサ ポートシステム保守運用 業務委託契約	R4. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	3,193,080	本システムは(株)さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL:322-6540）
24	乳幼児健康診査小児科診 察業務委託契約	R4. 4. 1	兵庫県立こども病院	1,944,000	兵庫県立こども病院は小児科診察業務を実施する専門的知識・技術を有し、十分な医師数を確保できる医療機関であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL:322-6540）
25	乳幼児健康診査一般的精 密検査業務委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	2,800,000	神戸市医師会加入医療機関は、乳幼児健診一般的精密検査を実施する専門的知識・技術を有し、通年で健診を実施できる医療機関である。業務の内容上、上記団体以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて効率的・経済的に事業を実施できる適当な委託先がないため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL:322-6540）
26	9か月児健康診査業務委 託契約	R4. 4. 1	①一般社団法人 神戸市医師会 ②医療法人ファミリアメディカル ファミリアメディカル 神戸クリニック	①66,993,696 ②951,456	9か月児健診を実施するためには専門的知識及び特殊技術が必要である。当該医療機関はそれらを有し、業務上適当な医療機関であるため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）	こども家庭局 家庭支援課 （TEL:322-6540）

27	神戸市産婦健康診査助成事業に係る委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	57, 366, 667	神戸市医師会加入医療機関は、産婦健康診査を実施する上での専門的知識、技術を有し、通年で健康診査を実施できる医療機関である。神戸市医師会以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて事業を実施する適当な委託先がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)
28	新生児聴覚検査費用助成事業に係る委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人 神戸市医師会	29, 850, 468	神戸市医師会加入医療機関は、新生児聴覚検査を実施する上での専門的知識、技術を有し、通年で検査を実施できる医療機関である。神戸市医師会以外に、医師会加入医療機関をとりまとめて事業を実施する適当な委託先がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6513)
29	給与計算システム保守運用業務委託契約	R4. 4. 1	株式会社さくらケーシーエス	1, 504, 800	本システムは(株)さくらケーシーエスが既存のパッケージソフトをもとに構築し、システム全般の管理をしている。本業務には十分な知識と技術が必要であり、構築に携わった業者でなければ業務の実施が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-6540)
30	福祉医療システム運用保守業務	R4. 4. 1	株式会社日立システムズ	56, 349, 480	福祉医療システムは本市の独自仕様に基づき、同社の技術及びノウハウを元に開発した本市固有のシステムである。本委託内容については当該システムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外に履行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなどシステム使用に著しく支障が生じる恐れがある。当該システムについて市民サービスを低下させることなく、正確かつ円滑に保守するためには、これまでの開発を通じて蓄積された知識や技術を持つ同社以外では困難であり、競争入札に適さないため。 (地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-5213)
31	子育て応援サイト「ママフレ」等運用・保守業務	R4. 4. 1	株式会社アスコエパートナーズ	4, 329, 600	当該事業者は、行政サービス情報をわかりやすく整理し提供するユニバーサルメニューでの情報管理やそれに基づく検索機能を提供しており、同様のノウハウを持つ事業者はなく、また、同メニュー内に記載されている内容について著作権を有しており、利用にあたっては当該事業者と契約する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-5213)
32	こうべ子育て応援メール配信業務	R4. 4. 1	特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト	5, 106, 180	NPO法人きずなメール・プロジェクトが作成する「きずなメール」は、小児科医や内科医、産婦人科医ら9名の医師や管理栄養士が監修している。また、原稿に本市提供情報を織り交ぜながら、産前および産後100日は1日1回、1歳の誕生日までは3日に1回、2歳の誕生日までは週1回程度、3歳の誕生日までは月2回程度メール配信を行う予定であり、同様の経験・ノウハウを持つ事業者は上記以外にないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-5213)

33	中高生の学習スペースの設置業務	R4. 4. 1	公益財団法人 神戸市民文化振興財団	3,971,100	<p>学習スペースの設置に際しては、特定の行政区だけでなく、市内の中学生・高校生にとって利便性のよい場所にバランス良く設置する必要がある。また、公共施設の空き時間帯を活用することで、民間の貸会議室を使うよりも、費用を安価に抑えることができる。</p> <p>上記の理由により、各区文化センターに学習スペースを設置するのが最も合理的である。</p> <p>各区文化センターでの学習スペースの設置においては、その管理運営を施設の管理と一体的に行うことが効率的であり、また、学習スペースが満室になっている際の柔軟な対応は、各区文化センターの指定管理者である、(公財)神戸市民文化振興財団にしか行うことができない。よって事業の効率的運営及び利用者の利便性向上の観点から、当事業者への委託が適切である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-5213)
34	令和4年度福祉情報システム「教育・保育給付等」の保守業務	R4. 4. 1	株式会社野村総合研究所	29,287,500	<p>福祉情報システム「教育・保育給付等」は株式会社野村総合研究所の福祉情報総合パッケージ「アソシエ」を基本とし、データベースは同社が推奨する「オラクル」を採用している。</p> <p>そのため、本システムの保守には「アソシエ」「オラクル」を一体として扱うための技術・知識が必要である。上記事業者は本システムに関する豊富な専門知識とノウハウを有している。</p> <p>他社へ委託した場合には「アソシエ」についての技術・知識が十分ではなく、当市が求める業務内容を達成することは困難であり、また、プログラムの著作権等の問題から、他の事業者に情報公開することも困難である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6535)
35	保育士・保育所支援センター開設運営及び保育士等研修事業にかかる業務委託	R4. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立保育園連盟	26,054,148	<p>市内の民間保育園等のほぼ全園が加入している(公社)神戸市私立保育園連盟では、かねてから自らの課題として、保育士養成施設との定期会合等による保育士確保や、自主企画による保育士研修を行っている。</p> <p>また、求人情報を効果的に取得するためには、加盟園と普段から連絡を密にしている同連盟に委託することが最適であると判断するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-5216)
36	神戸市私立幼稚園人材支援センター開設運営にかかる業務委託	R4. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立幼稚園連盟	11,900,000	<p>市内のすべての私立幼稚園が加入している(公社)神戸市私立幼稚園連盟では、これまでも潜在的な幼稚園教諭希望者のマッチング事業等、幼稚園教諭の確保に向けた取り組みを行っている。</p> <p>また、求人情報を効果的に取得するためには、加盟園と普段から連絡を密にしている同連盟に委託することが最適であると判断するため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-5216)



37	市立保育所会計年度任用職員給与計算事務等委託	R4. 4. 1	あるく社会保険労務士法人	9,762,500	令和4年4月より、「保育士の賃金改善」や「勤務時間の変更」が実施され、大多数の会計年度任用職員において、社保の取得喪失、標準報酬の月額算定を実施する必要がある。また、10月より、短時間労働者の共済組合加入もあるため、長期間にわたる業務の検討や見直しが求められる。 上記理由より、会計年度任用職員の給与支給及び福利厚生手続きの正確な業務遂行を図るために、当該職場の特殊性に精通している現行の社会保険労務士法人と契約する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-5215)
38	豊かな心をはぐくむ教育推進事業(みんなの幼稚園事業)に係る委託契約	R4. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立幼稚園連盟	16,404,900	在宅の子育て支援を行うにあたり、私立幼稚園の持つ園舎・園庭・教室やノウハウを活用することで、行政が直接行うよりも、より低コストで効果的に行うことができる。 委託候補先である(公社)神戸市私立幼稚園連盟は、市内認可私立幼稚園全園が加盟し、組織されている団体であり、事業を実施する各園との連絡・調整を図る体制を有している唯一の団体である。また、昨年度も本事業を同団体に委託したが、支障なく業務を遂行できた。そのため、本事業を円滑かつ適正に実施するための最良の委託先と考えられる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-6856)
39	保育士等キャリアアップ研修に係る委託業務	R4. 4. 1	公益社団法人 神戸市私立幼稚園連盟	33,180,500	当該連盟は市内の民間保育園等のほぼ全園が加盟しており、かねてより保育園職員を対象に、経験や職種に応じて幅広いジャンルに対応した幅広い研修を行うなど十分な実績を有している。このような多種多様な研修の開催実績を有し、かつ円滑な受講管理や運営を行うことができる事業者は加盟園と普段から連絡を密にしている同連盟のほかには存在しない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6534)

40	病児保育事業の委託契約	R4. 4. 1	<p>①たかはしクリニック  ②真星病院  ③井口小児科内科医院  ④片山キッズクリニック  ⑤わだ小児科クリニック  ⑥久保みずきレディースクリニック  ⑦かなたに診療所  ⑧パルモア病院  ⑨つじの・こどもくりにっく  【Kupu Kupu】  ⑩つじの・こどもくりにっく  【Mola Mola】  ⑪公文病院  ⑫みやもと小児科  ⑬なでしこレディースホスピタル  ⑭愛こどもクリニック  ⑮わくこどもクリニック  ⑯おぎのこどもクリニック  ⑰にこにこハウス医療福祉センター  ⑱二星こどもクリニック  ⑲つじの・こどもくりにっく神戸ベイ  ⑳梶山小児科・アレルギー科  (21)神戸市立医療センター西市民病院  (22)神戸市立西神戸医療センター</p>	<p>①19,241,700  ②9,726,900  ③9,593,400  ④31,344,700  ⑤16,629,400  ⑥8,335,400  ⑦12,570,900  ⑧17,688,700  ⑨12,227,000  ⑩46,498,800  ⑪17,823,500  ⑫28,600,500  ⑬10,807,200  ⑭9,885,200  ⑮13,841,200  ⑯19,028,200  ⑰8,406,200  ⑱25,813,400  ⑲16,518,000  ⑳9,731,200  (21)9,795,800  (22)12,458,200</p>	<p>病児保育事業は、病状の急変等に際して、直ちに適切な対応が求められることから、安全性の観点から、医師会から適正な事業者として推薦を受けた医療機関又は市立の医療機関を委託先としており、適切で効果的な事業実施が行われるものと判断される。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局  幼保事業課  (TEL:322-6534)</p>
41	神戸市立港島児童館の施設管理委託	R4. 5. 1	<p>日本事務器株式会社 神戸支店</p>	<p>2,854,500</p>	<p>港島ふれあいセンターは、地域住民の福祉と文化の向上及びコミュニティの増進を目的に整備した施設であり、都市局〔会議室・ホール等〕、企画調整局〔地域福祉センター〕、こども家庭局〔児童館〕)共有の建物である。都市局が所管する共用部分と会議室・ホール等専用部分の管理運営については、市の施策により開発団地内の近隣センター等の公益施設を管理運営する目的で設立された㈱OMこうべに委ねてきたものである。  建物の管理運営の方法としては、共用部分において、それぞれ持分があるために、一つの部分の管理者を複数とするのは不可能であり、建物全体から見ても、特に設備の維持、給排水関係、保安等については、全館で一体的に行わないと、機器の良好な状態の維持、安全性の確保は不可能であるため、各局が㈱OMこうべに委託する。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)  また、会議室及びホール等の専用部分についても、各公共施設、テナントとの公平な調整をビル全体として行う必要があることや、共用部分と一体管理した方が効率的であるため、契約の相手方は㈱OMこうべが適当である。  (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>こども家庭局  幼保事業課  (TEL:322-6534)</p>

42	令和4年度舞多聞学童保育コーナー及び他2コーナー業務に係る委託契約	R4.4.1	社会福祉法人 三愛会	70,147,200	<p>社会福祉法人三愛会は、垂水区多聞台地域で多聞台児童館の運営を行っている。</p> <p>平成28年度に舞多聞小学校内に新設された公設の舞多聞学童保育コーナーの運営については、①多聞台児童館が、公立保育所の建て替え移管にあわせて公設の児童館を引き継ぎ、民間で建設してもらった経緯があり、公設の児童館の代替としての機能・役割を果たしていること、②児童の健全育成、子育て支援の専門的知識、組織・運営力を有していると認められること、③近隣の本多聞児童館を運営している本多聞まちづくり協議会からは、新設の舞多聞学童保育コーナーの運営を行うことは体制的に不可能であるとの申し出があったことから、当該法人の他にないとして随意選定を行っている。また、平成30年度に学園南公園内仮設施設に開設した公設の舞多聞第二学童保育コーナーと、令和4年4月に舞多聞小学校内で開設予定の舞多聞第三コーナーの運営についても、上記小学校内の舞多聞学童保育コーナーと同様の理由から同一小学校区の学童保育事業を一体的に実施するためにも、随意選定を行っている。</p> <p>当該法人は、保育所・児童館の運営実績は良好であり、舞多聞学童保育コーナー及び他2コーナーの運営を通じて舞多聞小学校や児童、保護者等の地域の方と友好な関係を築き、今後も継続的な信頼関係を構築することが期待できることから、運営を委託するのは、当該法人の他にないと考えられる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6535)
43	神戸市放課後児童支援員認定資格研修事業業務委託契約	R4.4.1	株式会社東京リーガルマインド	4,389,000	<p>当該委託先候補は、令和2年度の公募型プロポーザルにより提案内容及び金額等が優れていることが認められるため、委託予定事業者として決定されており、年度毎に協議を経た上で令和5年度まで委託予定事業者とすることとしている。</p> <p>当該事業者は、放課後児童支援員認定資格研修の開催実績が豊富であり、令和3年度の運営状況も良好であり、継続して実施することにより研修の質の向上も図られると考えられるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5210)
44	神戸市放課後子供教室推進事業「神戸っ子のびのびひろば」(山田小学校5校)	R4.4.1	<p>① 山田っ子のびのびひろば実行委員会</p> <p>② 君影小学校施設開放運営委員会</p> <p>③ だいち小学校施設開放運営委員会</p> <p>④ 板宿小学校ふれあい図書室のびのびひろば実行委員会</p> <p>⑤ 西須磨小学校施設開放運営委員会</p> <p>⑥ 特定非営利活動法人樫の実</p>	<p>①7,602,530</p> <p>②1,243,970</p> <p>③1,660,980</p> <p>④1,314,820</p> <p>⑤1,063,870</p> <p>⑥3,095,601</p>	<p>当該団体は平成19年度より当事業を実施している。従来より小学校内で学校施設開放事業を管理・運営していることから、既に学校とも密接な関係を築いている。地域の様子や実情にも詳しく、参加児童との関係も築きやすいため円滑な運営が期待できることから、引き続き当該団体が運営することが適切である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6948)

45	舞多聞こどもひろば整備 工事業務	R4. 4. 11	一般財団法人神戸すまいまち づくり公社	200, 419, 899	本業務は舞多聞小学校学童保育コーナーの過密対策として早期 に発注する必要があるが、設計・工事担当部局は集中する膨大 な業務量すべてを執行することが難しい状況が続いている。そ こで、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条の規 定に基づき、公共工事に関する専門的な知識・経験を有し、公 平性・中立性を確保できるなど法規定の条件を備えている外郭 団体を活用する必要があるため、神戸すまいまちづくり公社と 随意契約を締結する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6948)
46	こうべ若者サポートス テーションにおける心理 カウンセリング等業務に 係る委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人キャリアエール	2, 600, 000	「青少年の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、無業 青少年の職業生活 における自立を支援するため、国（厚生労働省）が民間事業者 に委託して「地域若者サ ポートステーション」を設置しているところ、地方公共団体に おいても国の措置と相まって必要な措置を講ずるように努めな ければならないものとされている。 本事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の 一環として実施されるよう本市が措置を講ずるものであること から、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託 者に委託し一体的に実施することが必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)
47	就職氷河期世代に対する 心理カウンセリング業務 に係る委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人キャリアエール	8, 700, 000	令和2年2月に国（内閣府）が開始した地域就職氷河期世代支 援加速化交付金事業においては、交付対象事業のひとつとし て、「地域若者サポートステーション」において行われる上乗 せ事業が想定されている。 本事業はこれに基づき、地域若者サポートステーション事業の 一環として実施されるよう本市が委託を行うものであることか ら、国が選定した地域若者サポートステーション事業の受託者 に委託し一体的に実施することが必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)
48	ユースステーション (灘・北神・兵庫・長 田・垂水・西) 運営管理 業務委託契約	R4. 4. 1	(灘) 特定非営利活動法人 S-space 北神： S-space (兵庫・長田) 特定非営利活 動法人こうべユースネット (垂水) 特定非営利活動法人 プレーンヒューマニティー (西) 特定非営利活動法人 ユースプラザ西2009	灘：14, 938, 620 北神： 15, 573, 680 兵庫・長田： 42, 104, 000 垂水： 20, 736, 000 西：5, 844, 840 (西以外は複数 年契約)	当該団体は、青少年活動に対する深い理解と知識を持っている ことなどから運営にあたり、これまで利用者との関係を築いて きた。また、地域とも連携を図り、円滑な運営を行ってきた。 北神及び西は令和元年度からの5年間、灘は令和2年度からの 5年間、兵庫・長田及び垂水は令和3年度からの5年間につい て、公募型プロポーザルで事業者を募集し、選定委員会の審査 の結果、当団体による運営が適切であると判断された。 利用者調査による施設や職員の対応の満足度等について非常に 高い評価を得ているとともに、提案に基づく円滑な運営が行わ れていることから、運営にあたり最も適切な団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5181)

49	垂水区文化センター体育室跡整備にかかる設計	R4. 4. 1	株式会社山本設計	4, 972, 000	本業者はすでに当該施設での児童館に係る基本設計・実施設計を受託・実施している。児童館とおやこふらっとひろばの一体整備・運営を進めていく上で、すでに計画されている児童館整備にかかる設計と本業務は一体の関係にある設計であることから、当該事業者でないことと実施・検討が不十分になるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6399)
50	地域子育て支援事業推進業務	R4. 4. 1	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	99, 861, 960	本業務の遂行にあたっては、子育て支援に係る専門的知見はもとより、①市内児童館及び学童保育施設の状況や運営実態を熟知した上で施設運営者に対する適切な助言を行うための見識、②施設職員育成のための知見、③関係機関や地域団体等との円滑な連携を行うことができる従前からの関係性と適切なアプローチ方法を熟知していること、④市内全区の各地域における子育て支援に関するニーズの把握、⑤①~③の能力のある人員の全区配置等が求められる。 委託先候補は、①児童館及び学童保育施設の運営や職員育成について熟知している、②各区において長年地域の子育て支援を推進しており、関係機関や地域団体との関係が構築されており、地域の子育てニーズ等に精通している、等により、当委託候補先に委託することが最適と判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-5210)
51	DV被害者グループカウンセリング事業	R4. 4. 1	特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸	1, 552, 122	特定非営利活動法人フェミニストカウンセリング神戸は、DV被害者支援を実施する上で、DV被害者の心理状態に精通しており、その専門的知識・技術を有している事業所である。また、独自のグループカウンセリングプログラムを開発し、平成21年度より母グループの実践を続けており、平成28年度からは大学との連携による研究事業として子グループを加えた母子並行グループとするプログラムが確立されている。以上より、本プログラムを実施できる団体は当団体以外にないと判断されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-0249)
52	令和4年度認可外保育施設等給付システムデータ移行業務	R4. 5. 1	日本事務器株式会社 神戸支店	2, 854, 500	認可外保育施設等給付システムは日本事務器(株)神戸支店とサーバ・ソフトウェア共に保守契約をしており、再委託先の所有するパッケージソフト「こあら」「ひつじ」を使用している。 他社へ委託した場合には本システムに対する技術・知識が充分ではなく、当市が求める業務内容を達成することは困難である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 幼保事業課 (TEL:322-6535)

53	こどもの居場所づくり事業全市展開推進業務委託契約	R4. 4. 1	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会	49, 900, 000	当該事業者は、平成29年度より、神戸市総合児童センターの指定管理業務の一環として、こどもの居場所づくりに関する支援業務を本市より受託しており、各区社会福祉協議会に派遣している子育てコーディネーターが、居場所づくり実施団体との関係性構築や立ち上げ支援等のノウハウを培ってきた。本業務は、こどもの居場所づくりに関するコーディネーター機能を強化することにより、事業の全市展開を図ろうとするものであり、事業の推進にあたっては、子育てコーディネーターをはじめ地域福祉に関する専門性と人材を有する各区社会福祉協議会との連携が不可欠となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 こども青少年課 (TEL:322-6399)
54	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業業務委託	R4. 4. 1	パーソルテンプスタッフ株式会社	39, 587, 874	本業務は令和3年12月から当該事業者へ委託している継続業務であり、給付金業務に十分なノウハウを有していること、また、既に開設済のコールセンターを活用することで効率的に業務を図れ、迅速かつ正確な事務処理が期待できるため、当該事業者へ委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)
55	令和3年度子育てへの臨時特別給付金支給業務における福祉情報システム対応	R4. 4. 1	株式会社 野村総合研究所	4, 125, 000	神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続き保守管理業務を行っている。児童手当及び児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)
56	令和4年度児童手当制度改正に伴う福祉情報システムの改修業務	R4. 4. 1	株式会社 野村総合研究所	34, 375, 000	神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続き保守管理業務を行っている。児童手当及び児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているので、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5214)

57	民間教育・保育施設への補助金等支給業務 I C Tシステム導入企画立案業務	R4. 4. 21	グラビス・アーキテクト株式会社	10, 648, 770	<p>本事業者は、令和3年度公募型プロポーザルで受託事業者として選定され、本市の民間保育園・幼稚園等への補助金等支給業務についての現状調査・分析を行った。</p> <p>令和3年度においては、委託先候補の事前提案に基づき、業務の現状調査・分析に加え、I C T・非 I C Tの両側面からの課題解決策の提案やI C Tソリューションの調査についても行われたところである。</p> <p>当該契約に含まれるI C Tシステム導入の範囲や内容を検討するにあたっては、その調査が必要であり、効率的かつ速やかに目的を達成するのは、当該事業者以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 幼保振興課 (TEL:322-6856)
58	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯、その他世帯)支給業務における福祉情報システム対応	R4. 6. 1	株式会社野村総合研究所	20, 487, 500	<p>神戸市福祉情報システムは株式会社野村総合研究所が、同社が著作権を有する福祉総合パッケージ「アソシエ」を基本として開発されたものであり、同社がその後引き続き保守管理業務を行っている。児童扶養手当システムは、神戸市福祉情報システムのサブシステムとして追加されているため、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ対応が極めて困難であると考えられるため、同社に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5211)
59	こどもケアラー世帯への訪問支援業務	R4. 8. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>①特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会(みかげ)</li> <li>②生活協同組合コープこうべ</li> <li>②コウダイケアサービス株式会社</li> <li>④公益財団法人神戸YMCA</li> <li>⑤福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会</li> <li>⑥福祉法人神港園(ホームヘルプ白川)</li> <li>⑦特定非営利活動法人神戸ライフ・ケア協会</li> <li>⑧福祉法人神港園(さん舞子神港園)</li> <li>⑨生活協同組合コープこうべ在宅介護サービス西神南</li> <li>⑩福祉法人神港園 神港園ホームヘルプセンター</li> <li>⑪NPO法人リーフグリーン</li> <li>⑫株式会社パソナライフケア</li> </ul>	9, 000, 000	<p>本事業は、こどもに係る過大を抱えた家庭への支援を目的としており、提供するサービスは養育支援訪問事業と類似(一部重複)している。</p> <p>本事業の実施には、家事・育児等の技術及びヘルパーを安定的に供給できる体制が確保されていることが必要であるが、委託予定先は、令和4年2月に行われた養育支援訪問事業の委託先を決定する公募型プロポーザルにおいて選定され事業者であり、本事業を同事業者に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5211)

60	こどもケアラー世帯への訪問支援業務実施に係る児童相談システム改修業務	R4. 6. 6	富士通ジャパン株式会社	1, 020, 800	<p>本事業者は、本市の児童相談システムをパッケージ開発し著作権を保有しており、保守管理業務も行っている。当該業務については、本システムに関する十分な知識を有し、保守に携わっている業者でなければ改修できないため、同社に委託するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 家庭支援課 (TEL:322-5211)
61	福祉情報システム再構築に伴う福祉医療システムの改修	R4. 8. 26	株式会社日立システムズ	6, 784, 800	<p>本システムは本市の独自仕様に基づき、同社が開発・運用・保守を行っている固有システムである。本委託内容を正確かつ円滑に進めるためには、これまでの開発等を通じて蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須となる。同社以外に本業務を委託させた場合、既存プログラムとの瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど、システムの運用に著しい支障を生じ、業務が立ち行かなくなる。</p> <p>以上のことから、必要な要件を熟知する同社に委託することが、最も安全・確実であり、本業務を完遂することが出来る唯一の方法であり、競争入札に適さないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	こども家庭局 こども未来課 (TEL:322-5213)